

平成30年12月14日

愛知県教育委員会教育長 様

愛知県立内海高等学校に愛知県立内海高等学校PTAが空調設備を設置する過程において学校幹部とPTA役員幹部による不透明な事業者選定についての請願



住所

団体名

氏名

山本博信

1 請願の趣旨

愛知県立内海高等学校に、愛知県立内海高等学校PTAが空調設備を設置する過程で、学校幹部とPTA役員幹部による不透明な事業者選定を強行しようとしております。この結果、保護者に多大な負担を強いることとなります。

事業者選定においてPTA会員である保護者に不利益が無いように、透明性が確保された提案と説明がなされなければなりません。このことはPTA役員として当然の義務だと考えます。

しかし、現在の意志決定の過程において重大な虚偽をあたかも真実のように伝え、保護者にとって大切な説明をしない状況となっています。これを是正して頂きたく請願いたします。

具体的な事例（問題点）は別紙で示します

2 請願項目

- (1) 愛知県立内海高等学校PTA会則第2条の目的にある、「学校と家庭との緊密な連携と積極的な協力をする」との趣旨を実現させる事。また、第3条の目的を達成する為に、第1項の「学校と家庭の連携を密にし生徒の教育上の諸問題を連絡協議する」との規定に従って、保護者に対し、透明性が確保された提案及び十分な説明を全保護者にする事。
- (2) 保護者へのアンケートを、変更した内容に基づき改めて実施する事。
- (3) この事業において、各社から見積もりを徴収する、又は、競争入札とし、請負業者決定に関し透明性を確保し、保護者の不利益とならないようにする事。
- (4) 15年のリース料約6370万円及び電気料金を含めると約8000万円余の事業となります。このような大きな金額を伴う事業について、保護者が総会において真実に基づいた説明を受ける事と会員として総会で表決をする権利を行使できるようにする事。
- (5) 学校幹部はこの事業に関する情報を保護者に漏れなく提供する事。
- (6) 学校幹部は虚偽の説明をしない事。

以上

## 具体的な事例(問題点)

### ① 説明を拒否

ある企業に同じ条件で見積をとったら、1764万円で工事できる、との回答。

P T Aが予定する業者は15年リースで6370万円を支払う事になります。

保護者は単純計算でも約3倍以上の負担となります。

今まで交渉にあっていた学校幹部にこの法外な金額の根拠について説明を求めましたが応じてもらえませんでした。事業者の提案を鵜呑みにするだけで保護者の立場に立っていません。学校幹部とP T A役員幹部は説明する責任を果たしておりません。これは保護者が自らの利益や信条に基づき自由な選択権を行使させない不当なやり方です。

### ② 虚偽の説明

学校幹部に同じ設備を取り付けるなら費用の安い方が良くと申しあげたら、内海高校の土地建物の所有者は愛知県である。工事施工者は実績のある業者しかダメだと言う。愛知県教育委員会の財務施設課の清水様に面談し、このような決まりがあるのか確認してみました。「そのような決まりはありません」

「P T Aが決めた業者なら県は認めます」とのお答え。

なぜ、有りもしない規則を掲げ、特定の業者と契約しようとするのでしょうか。

保護者の利益に反します。学校幹部の虚偽は許されません。

### ③ 教育委員会の事業の予定について調査した上で保護者に報告すべき

愛知県教育委員会の財務施設課の清水様によると平成32年度中に支援学校の空調設備設置が完了するので、「平成33年度から県立全日制高校に県の予算で空調設備を設置していきます」とのお話し。

県の予算で設備を設置してくれたら、保護者の負担を大幅に少なくできます。

なぜ、学校及びP T Aの幹部はこういう重大な情報を保護者に知らせないのでしょうか。保護者に選択の余地を与えないやり方は、会則に決められた「緊密な連携をとる」との規定に違反します。保護者の選択権を奪うもので保護者の利益に反します

### ④ 契約当事者である保護者が契約内容についての説明を事業者から受けられない

11月9日にやっと学校から送られてきた業者の契約書を見る。

そこには契約解除の規定があり、その一つに内海高校が廃校になった場合には残ったリース料を一括で支払わなくてはならない規定があります。先の役員会でも内海高校事務長さんから、「もし内海高校が廃校になった場合は残りのリース料を一括して支払わなくてはならない決まりになっている」との説明。

例えば、10年後に廃校になった場合約2100万円のリース料を一括して払わなければなりません。保護者に全く責任のない廃校という教育委員会の決定に対し、保護者がその責を負う事になります。どのような責任の取り方になるのかわかりません。

業者に尋ねても居留守を使われ全く連絡が取れません。

契約当事者として説明を受ける機会が奪われています。

(12月19日に業者からの説明の機会があるとの連絡を一昨日受けましたが、その場で事業の賛否を採るようです。事業者の説明に対する検討時間を与えないやり方です。)

⑤ 保護者への意向をくむアンケートの前提が崩れているにも関わらず、その結果をもって保護者からの支持を得ているという強弁

☆7月の役員会では18教室に空調機を設置し、「将来にわたり負担額1700円を維持できる」との説明でアンケートを実施した。

☆アンケートの結果はほぼ100%の方が可とするものでした。

☆10月の役員会で、平成31年から消費税が上がる事と生徒が少なくなる可能性があるので、「将来にわたり負担額を1700円を維持する」為に条件が変更されました。

在校生徒最少人数を270人から240人へ変更。

設置する教室を18教室から16教室と変更されました。

☆12月4日に私が学校幹部と面談した折、「愛知県人口統計調査によれば在校生徒最少人数は240人を割る可能性が非常に大きい。それでも1700円が維持できますか」との問いに、「その時は保護者の負担額を値上げします」との回答でした。

★アンケートを実施した時の前提条件である、「空調機を18教室に設置し将来にわたり1700円を維持する」との約束は反故にされました。

しかし、変更前の前提条件による保護者の意向をもとに正当性を主張しているが、現在では虚偽の説明の上に立った保護者の意向結果となっています。

改めて真実に基づいた説明をしアンケートを実施すべきです。

今現在でも保護者は15年間値上げがないと認識しています。

⑥ 説明義務を果たしていない

私はこれらの疑問点について保護者全員に理解し納得して頂くために総会を開き、そこで十分に説明をしていただき、疑問点に十分に答えていただいた上で、重大な事案なので総会で決議して頂きたいとの申入書を提出いたしましたが受け取ってもらえませんでした。

保護者に大きな負担をお願いしなければならない契約を、ことさら毎月の1700円の負担額のみを保護者に説明し、大切な契約内容について説明する事なく、ごく一部のPTA役員は1月19日の役員会で決定してしまおうと強行する構えでおります。

これは保護者の側に立っていません。事業者側に立っています。このままでは保護者は大きな不利益を受ける可能性があります。

これはPTA役員幹部による保護者に対する大きな裏切り行為です。